

熊本県リスクリング応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 熊本県リスクリング応援補助金の取扱いについては、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県リスクリング応援補助金交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるものとする。

(対象期間)

第2条 要項第4条の別に定める期間は、令和8年4月1日から令和9年2月15日までとする。

(外部教育訓練)

第3条 要項第4条の外部教育訓練とは、次のいずれかに該当する教育訓練をいうものとし、同時双方向型の通信訓練(情報通信技術を活用した遠隔訓練であって、一方的な講義ではなく、受講中に質疑応答が行えるなど、同時かつ双方向的に実施される形態のものをいう。)、eラーニング等を利用した訓練(情報通信技術を活用した遠隔訓練であって、受講管理のためのシステム等により進捗管理を行うものをいう。)及び通信制訓練(郵送等により、教材等を受講者に提供し、設問回答、添削指導、質疑応答等を行うものをいう。)を含むものとする。

- (1) 公共職業能力開発施設が行う教育訓練
- (2) 職業能力開発総合大学校が行う教育訓練
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項ただし書に規定する職業訓練
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学等が行う教育訓練
- (5) 各種学校等(学校教育法第124条の専修学校若しくは同法第134条の各種学校又はこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう。)が行う教育訓練
- (6) 中小企業大学校が行う教育訓練
- (7) その他職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う申請事業者以外の団体が行う教育訓練であって、知事が認めるもの

(補助対象としない教育訓練)

第4条 教育訓練の実施内容が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。交付対象としない教育訓練がカリキュラム全体のうち一部に含まれる場合は、当該訓練に係る時間を実訓練時間数の算定から除外する。

- (1) 職業又は職務に間接的に必要となる知識、技能及び技術を習得させる内容のもの
- (2) 職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの

- (3) 趣味教養を身に付けることを目的とするもの
- (4) 通常の事業活動として遂行されるものを目的とするもの
- (5) 実施目的が労働者の能力開発に直接関連しない内容のもの
- (6) 法令等において講習等の実施が義務付けられており、その講習等を受講しなければ業務を実施できないもの
- (7) 職業又は職務に関する知識、技能及び技術の習得を目的としていないもの
- (8) 資格試験（講習を受講しなくても単独で受験して資格等を得られるもの）、適性検査

（実訓練時間数）

第5条 次の時間数を実訓練時間数から除くことができる。

- (1) 教育訓練の合間にとる小休止に要する時間数。
- (2) 開講式、閉講式及びオリエンテーション（主に事務的な説明・連絡を行うもの）に要する時間数。

（補助金の交付申請）

第6条 要項第6条第2項第4号のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受講した教育訓練の内容（訓練実施主体の概要、訓練内容、実施日時、実施場所、受講料及び実訓練時間数等）を確認できる書類の原本又は写し
- (2) 教育訓練を受講したことを証する書類の写し
- (3) 教育訓練を受講した労働者を雇用していることを確認できる書類の写し
- (4) 補助対象経費の支払いが完了したことを証する書類の写し
- (5) 交付申請日前3か月以内に発行された熊本県税に未納がないことの証明書の原本又は写し
- (6) 法人にあっては交付申請日前3か月以内に法務局で発行された履歴全部事項証明書の原本又は写し、個人事業主にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (7) 熊本県内に事業所を有していることが確認できる書類の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 要項第6条第3項の別に定める日は、令和9年2月15日とする。

附 則

1 この要領は、令和8年5月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。